

議 案 名	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>現在の施行規程では、清算金を分割徴収する際の期間を5年以内、利率を換地処分公告があった日の翌日における法定利率と定めておりますが、分割徴収する市民の負担を軽減するため、土地区画整理法施行令第61条第2項の規定に基づき、清算金の分割徴収期間を、資力が乏しく5年以内に納付が困難と認められるときは、10年以内とすることができるように、また同法施行令第61条第1項の規定に基づき、清算金の分割徴収の利率を、法定利率と財政融資の貸付利率を比較し、低い方の利率を採用できるように各施行規程の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>(1)第1条関係 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第26条第2項 清算金の分割徴収における期間を、資力が乏しく5年以内に納付が困難と認められるときは10年以内とすることができるように改正するものです。 ・第26条第3項 分割徴収の利率を法定利率と財政融資の貸付利率を比較し低い方の利率を採用できるように項を追加するものです。 ・その他、文言整理を行います。 <p>(2)第2条関係 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24条第2項及び第3項 上記(1)第26条第2項、第3項と同様に改正します。 ・その他、文言整理を行います。
施 行 日	令和6年7月1日

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）及び富士見都市計画事業
鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）新旧対照表

第1条関係 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正

新	旧
<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第24条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>前項前段の規定にかかわらず、分割徴収する清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、別表第1に定めるところにより納付することが困難であると認められるときは、10年以内において施行者が定める期限及び回数により分割徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとし、当該利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。</u></p> <p>(1) <u>分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分</u> <u>の公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和2</u></p>	<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第24条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p>

6年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件の全てに該当する貸付金に対して適用される利率（当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分の日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）

ア 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

イ 金利方式が全期間固定金利方式であること。

ウ 償還期間が5年以内であること。

エ 据置期間がないこと。

(2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日における法定利率

4 (略)

5 (略)

6 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第1項_____の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第2条関係 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部改正

新	旧
<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第22条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>前項前段の規定にかかわらず、分割徴収する清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、別表第1に定めるところにより納付することが困難であると認められるときは、10年以内において施行者が定める期限及び回数により分割徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとし、当該利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。</u></p> <p>(1) <u>分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分</u> <u>の公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件の全てに該当する貸付金に対して適用される利率(当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)</u></p>	<p>(換地を定めない宅地等の清算金)</p> <p>第22条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p>

ア 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

イ 金利方式が全期間固定金利方式であること。

ウ 償還期間が5年以内であること。

エ 据置期間がないこと。

(2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処
分の公告の日の翌日における法定利率

4 (略)

5 (略)

6 第1項又は第2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付
する場合には、施行者は毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回
の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受け
る者に通知する。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第1項_____の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付
する場合には、施行者は毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回
の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受け
る者に通知する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)